

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 9 条第 1 項の規定による委員候補者の推薦の求め及び募集に関し、同法施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 7 条第 1 項の規定により、積丹町農業委員会委員募集要項を定めたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

積丹町長 松 井 秀 紀

積丹町農業委員会委員募集要項

1 目的

農業委員会等に関する法律に基づき、積丹町農業委員会の農業委員を募集する。

2 募集人数、任期等

- (1) 募集人数 8 人（農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない中立委員 1 人を含む）
- (2) 任 期 令和 8 年 9 月 3 0 日から令和 1 1 年 9 月 2 9 日まで（3 年間）
- (3) 身 分 地方公務員法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる特別職の職員
- (4) 年額報酬 会長 2 1 6, 0 0 0 円、代理 1 9 6, 0 0 0 円、
委員 1 7 6, 0 0 0 円

3 主な業務内容

- (1) 農地の権利移動に係る申請地の現地調査
- (2) 農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関する現地調査
- (3) 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進など）に係る現地調査、指導及び監視業務
- (4) 遊休農地の発生防止と解消のための地域農業者との調整
- (5) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導
- (6) 研修会等への参加

4 農業委員の要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者となります。

ただし、下記の者は農業委員会等に関する法律等により、農業委員になることはできません。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの方
- (3) 教育委員、固定資産評価審査委員会委員、町職員
- (4) 暴力団関係者

5 推薦・応募手続きに係る必要書類及び提出方法

区 分	必 要 書 類	提 出 方 法
個人又は団体推薦	推薦書〔様式第1号〕	持参又は郵送により、役場農林水産課へ提出してください。
個人応募	応募届出書〔様式第2号〕	

- ・推薦書及び応募届出書の様式は、役場農林水産課に備え付けています。
- ・町ホームページからもダウンロードできます。

6 推薦・応募の受付期間

令和8年6月29日（月）から令和8年7月27日（月）まで（消印有効）

申込み状況によっては、受付期間を延長する場合があります。その場合は、町ホームページにてお知らせします。

7 推薦及び応募状況の公表

募集期間の中間と終了後に、提出された書類をもとに下記の内容を町ホームページで公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (3) 推薦を受けた者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受けた者の数及び応募者の数のうち認定農業者等の数

8 選定方法と結果の通知

積丹町農業委員候補者選定委員会において、提出された書類をもとに選定します。選定結果は、令和8年9月上旬までに、推薦者及び候補者全員へ書面で通知します。

青年・女性の登用について、配慮します。

9 任命

積丹町議会の同意を得た後、積丹町長より任命します。

10 注意事項

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る費用は、全て提出者の負担となります。
- (3) 推薦書又は応募届出書に記入された内容確認のため、必要に応じて本人又は関係機関等に対して照会を行うことがあります。

11 提出、問い合わせ先

〒046-0292 積丹町大字美国町字船濶48番地5

積丹町役場 農林水産課

電話 0135-44-3382（直通）

積丹町ホームページ <https://www.town.shakotan.lg.jp>